

## 平成23年第6回教育委員会臨時会

開会年月日 平成23年11月15日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤 幸子  
 同 委員 天沼 英雄  
 同 委員 安藤 睦美  
 同 委員 外松 和子  
 同 教育長 河口 浩

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第54号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について  
 (2) 議案第55号 区長の権限に属する事務の委任および補助執行に関する協議について  
 (3) 議案第56号 教育委員会の権限に属する事務の補助執務に関する協議について

## 2 協議

- (1) 組織改正について〔継続審議〕

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時20分

## 会議に出席した者の職・氏名

|                |        |
|----------------|--------|
| 学校教育部長         | 阿形 繁穂  |
| 生涯学習部長         | 中村 哲明  |
| 学校教育部庶務課長      | 岩田 高幸  |
| 同 新しい学校づくり担当課長 | 小暮 文夫  |
| 同 学務課長         | 古橋 千重子 |
| 同 施設給食課長       | 山根 由美子 |
| 同 教育指導課長       | 吉村 潔   |
| 同 総合教育センター所長   | 杉本 圭司  |
| 生涯学習部生涯学習課長    | 小金井 靖  |
| 同 スポーツ振興課長     | 齋藤 新一  |
| 同 光が丘図書館長      | 内野 ひろみ |

傍聴者 5名

委員長

ただいまから、平成23年第6回教育委員会臨時会を開催する。

本日は、傍聴の方が2名いらっしゃっている。どうぞよろしく願います。

本日の案件は、議案3件、協議1件である。

初めに、会議の進行についてお諮りする。

本日は、議案、協議とも、関連する組織改正についての内容であるので、進行については、協議を先に行い、教育委員会として組織改正に対する意見をまとめた上で、各議案について審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議 (1) 組織改正について〔継続審査〕

委員長

それでは、「組織改正について」

この協議案件については、資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま庶務課長より、組織改正による来年度の教育委員会事務局組織の概要などについて説明があった。これまでも組織改正の案や児童青少年部の事業、委任や補助執行事務などについて説明を受けている。ついては、本日の協議では、この資料と組織改正全般について、各委員のご意見、ご質問を伺いたい。

どうぞ、ご意見、ご質問があれば願います。

安藤委員

組織改正の公民館における社会教育についてだが、今回では、公民館は社会教育法に基づく施設としてのつかけえ見直しとなっている。今後は生涯学習の中核的役割を担うことになるが、広く区民の皆様のための学習の場になると期待する。そこで、社会教育法22条および23条に規定されている事業内容や運営方針について、「生涯学習センター」になった後も継承されるのか、また、事業内容はより充実することを期待されているが、運営方針等についてはどうなのか教えていただきたい。

それから、もう一つ、教育委員会では社会教育主事を置き、社会教育活動のアドバイザーとしての役割を担っていたと思うが、「生涯学習センター」となった場合、アドバイザーはどういった方が担うことになるのか。また、ねりま区民大学との関連を教えてください。

それから、青少年課における社会教育 すべて社会教育なのだが、社会教育にかかわる専門的助言とは、今までどおり社会教育主事が担うのか。公民館については、以前、資料でいただいたパブリックコメントの中には、多く「移管理由があいまいだ」とあったので、わかりやすく公的な説明が求められると思うので、少し説明していただけたい。

#### 生涯学習課長

今回の練馬公民館について、今回の組織改正に伴って社会教育法における公民館の位置づけを見直して、そして、区長が設置する生涯学習施設として「(仮称)生涯学習センター」という形に変更するという内容である。

この中身については、まずご質問について先に答えさせていただきたい。

運営方針であるが、現在、社会教育法で公民館における事業等、これは青少年教育であるとか家庭教育の推進というような内容が法によって規定されている。

現在、公民館で行っている事業については、必ずしも今の社会教育法とすべてがマッチングしているという事業の体系はとられていない。これについては、練馬区が公民館を設置して、これは昭和28年に設置して、そのころから大きく現在の公民館の事業が変わっている。これは、その当時の公民館の事業が、戦後間もなくではあるが、そういった中で、さまざまな平和教育であるとか、それから家庭教育、そういったものを担ってまいった。それらが、大体、昭和50年代の終わりぐらいから、日本全国同じような動きなのだが、より広く「生涯学習」という概念が出てきて、自主的に自分たちがサークルをつくって学んでいくというようなことが大きくやられるようになっていく。

そういった意味であると、今行われている公民館の事業全体については、どちらかというと、いわゆる生涯学習の事業ということで主になっている。それらについては、今後も継続していくということで考えている。

であるから、ちょっとわかりづらいかもしれないが、いわゆる社会教育から生涯学習になって、公民館から生涯学習センターになって、現在行われている事業が変わるかという、変わるかは考えていない。逆に言えば、社会教育法における公民館の位置づけと現在の公民館の整合性がなかった部分が解消されるかと考えている。それが1点である。

それから2点目の運営についてのことであるが、今のご質問の中でさまざまな方からご意見をいただいてということはあると思う。それについては、現在、公民館の運営審議会という形で、法に規定があった社会教育の関係団体であるとか、学識経験者、そういった方々を構成して会を運営しながら実施しているが、これについては社会教育法から外れるので、運営の審議会については廃止するという方向での今回の組織改正のまとめになっている。

それにかわって、「生涯学習センター」として運営をしていくに当たり、懇談会組織等

を立ち上げることを考えている。懇談会を開催しながら、これについては現在の利用団体あるいは学識経験者等を構成メンバーに入れながら、公民館から生涯学習センターに行って、その生涯学習センターの運営についてのご意見をいただくという形を考えている。

先ほどの社会教育主事の関係であるが、この懇談会には、当然、社会教育主事をメンバーとして構成していただきながら、専門的立場からアドバイス等をいただけるような形を検討していきたいと今の時点で考えている。

それから、前後するが、先ほどの青少年課における社会教育主事の位置づけであるが、現在、生涯学習課で1名、社会教育主事ということで配置を受けている。その社会教育主事については青少年課の所属ということで、本日出した資料の中にもあるとおり、社会教育に係る専門的助言・指導については青少年課で行うということである。その社会教育主事を公民館の運営の懇談会等においてもメンバーとして構成したいという内容である。

それから、区民大学との関係であるが、区民大学については、今現在、有識者会議という形で懇談会をやりながら中身について検討させていただいているところである。区民大学は、もともと練馬区で行っているさまざまな人材の育成事業、そういったものにある一定の網をかぶせてというか、わかりやすく網をかぶせていくというようなことが主眼としている。そういう意味では、区民大学については、生涯学習という手法を使いながらさまざまな人材を育てていく場にしたい。なおかつ、できればそこから地域の中で役立つような橋渡しまでできるような事業として展開していきたいと考えている。

それに対して生涯学習センターについては、人材を育成するという視点よりも、さまざまな学びからそれらのスキルを生かして、より地域の文化であるとか、そういったものに向上・進展が図れるような活動というのか、そういったものに少し広げていきたいということで今考えているところである。

大体そのような中身で、以上である。

#### 安藤委員

ありがとう。

以前の資料にも運営審議会を廃止して懇談会にするというのが出ていたのだが、その違いというか、構成メンバーが若干違うようであるが、その運営審議会が運営の仕方を今までは考えていたわけである。懇談会が今度運営をすることになって、やはり懇談会が運営自体を担っていく、そういった理解でよろしいか。

#### 生涯学習課長

懇談会については、いろいろな施設でつくっているが、区民、利用者、学識経験者等でお集まりいただき、「(仮称)生涯学習センター」の企画であるとか、運営であるとか、事業、そういったものに対してご意見をいただいく場ということで考えている。今ある公民館の運営審議会であるが、これについては、社会教育法の中に位置づけがあり、館長の諮問機関としての設置というのが法的な位置づけである。ただし、運用していく中で実際に今そういったような形で行われているかということ、必ずしも館長の諮問を出

して、それに基づいて運用方針が決められているというようなことは実態としてなかなか、要はそういう役割が本来の役割から変わってきてしまったということもあるので、中身的には今の審議会から、それから懇談会に移るという中で、役割としても組織は大きく変わるということはない。ただ、法的な位置づけは変わるということになる。

以上である。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかの委員はいかがか。

教育長

ただいまの質問にもかかわるのだが、区民大学は区民大学としてわかる。生涯学習センターは生涯学習センターとして新しく再出発する。この2つの関係性のようなものは何かあるのか。これをどうやってこれから関係していくのか。

生涯学習課長

新しい組織として一元化するという中で、これは「(仮称)文化・生涯学習課」ということで、その中に生涯学習センター、それから美術館、石神井公園ふるさと文化館、さらにはねりま区民大学というような形で、現教育委員会にある施設事業がこの中で1つにまとまっていく。区民大学については、基本的には人材を育てるということでの一つの事業として今のところ考えている。人材を育成し、そして、地域の中で役立つような橋渡しをしていくというような使命を負っている。

それに対して生涯学習センターであるが、これは今の公民館の事業を引き継ぎつつ、各サークル等がさまざまな文化、芸術、あるいは歴史等を学ぶサークルがあるので、そういった区民の自主的な学習による施設であるというような位置づけで今考えているところである。一方では人材育成を別途カリキュラムに基づいてやっていくのだというような形で今考えているというような形である。

教育長

せっかく区長部局に行くわけで、生涯学習センターが今までの公民館という枠をさらに一歩進めて区長部局の中で大きくその意義を深めていくというか、そういうことが予想されるからこそ、我々教育委員会としても、区長部局へ行くことについてよしとするというところもあると思う。であるから、ぜひ区長部局へ行く以上は、その区長部局のいわゆる広いスパンの中で、文字どおりこの生涯学習センターがセンターとしての役割というか意義を深めていただけるように強くお願いしたいと思っている。

教育委員会の中でも、さまざまな公民館の果たした役割は、先ほど歴史的な沿革から含めて生涯学習課長が言ってくれたが、大変大きな足跡を公民館は残してきた。それはやはり今度区長部局に行くことによって、さらにさらにもっと生涯学習センターが発展

していくことがやはり求められていると思うので、区民大学との関係は、区民大学が人材育成である、生涯学習センターはそれとはまたちょっと違う次元だということになるのだが、ぜひ一体とした人材育成をしたその人材を生かす場としてのセンターの役割も当然あると思うので、そういうことも含めてこの生涯学習センターが新しい部署でもっと大きくなってもらいたいということが私としての希望でもあると一言申し上げる。

#### 委員長

よろしくお願ひしたい。  
ほかの方は、ご意見、ご質問は。

#### 外松委員

今回、区が策定したこの基本構想で、施策の体系化を実際に実現に向けて生涯学習関係、スポーツ関係、そして子供関連の施策を、今、安藤委員がいろいろとお話しされていたが、より効果的に区民に提供していこうという、そういう考えのもとに組織の改正がこのようにされていくという、それはほんとうに画期的なことであるし、望ましいことであると思う。先ほど教育長が、長いこと練馬公民館の果たしてきたその役割を新たに区長部局に行くことでもっとより発展的になれたらいいという希望的なことを発言されていたが、私もわからないながら伺っていて、この「(仮称)ねりま区民大学」等、この生涯学習センターは大きな柱になってお互いに連動して、より練馬区民のいろいろ求めるそういう文化的なこと、その質を高める重要な役割を担うのかなとも思った。

あと、ちょっと1つわからないことがあってお聞きしたいのだが、この資料の2ページ目の「(仮称)こども家庭部」のところに「保育課」と「保育計画調整課」と2つ課がある。「保育課」のほうはこのように細かくいろいろとやるべきことが記載されているが、「保育計画調整課」というふうにもまた新たに1つ「保育課」と分けてこの課を1つ単独で設けていることは、非常にやるべきことが多いのだろうと想像するだけなのだが、具体的にはどのようなことをこの「保育計画調整課」はやっていく、そういう課なのか。

#### 庶務課長

保育調整課については、「保育計画に関すること」ということしか書いていないのだが、実際にやるのは、保育園の委託化が中心になっている。であるから、保育課は、現在ある保育園なり私立保育園のところに関係しているが、保育計画調整課については、主に委託化を担当しているというふうに理解している。

#### 天沼委員

この間、11月7日に大泉第四小学校で、そのとき校長先生が、学校の中に学童クラブがあればいい、移らないか、というような趣旨のお話をされていたと思うのだが、今回の表で見ると、それは施設給食課の学校施設改修であるとか、こども家庭部のほうの最初の子育て支援課の児童・学童クラブや学童クラブの新設であるとか、この辺の両方にまたがるお話だと思う。この表を見ると、それぞれははっきりとどこが何をやるかはわかるのだが、内部でそういうまたがる事業が出てきたときの事務局内の連携や話し合う

場、会議の場であるとか、そういう、縦割りと言うとちょっとわかりにくく、ほんとうにどこへ行けばいいかということがわかるのか。そういうまたがる事業は、多分、より出てくると思う。そういった場合の対応はどのようにお考えになっているだろうか。

庶務課長

今おっしゃっていただいた学校の中に学童クラブということについては、子育て支援課の中で学童クラブ所管のところがあり、基本的にはここが今、小学校の敷地内に学童クラブを全校設置していくというような計画のもとで事務を進めている。

実際、つくるに当たって、やはり学校との調整は必要になってきて、それについては現在でも子育て支援課と施設課等とそれぞれ、今までは組織も違ったのであるが、その中で調整しながら実現してきたということがある。今回は教育委員会の中に入るということで、その辺でのまた調整については、これまでと同様であるが、さらに同じ教育委員会の内部ということになったので、その辺についてはいわゆる連携が図りやすくなるかと考えている。特にそれをするに当たって専門の組織をつくるなどということはないが、それぞれ、分掌事務がありながら関連するところについてはそれぞれが連携してやっていくというのはほかでもあったので、今回、改正後についてもやはり同じような形で連携して進めていくという形になるかと考えている。

以上である。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにはよろしいか。

安藤委員

美術館について伺いたい。今回、美術館法に基づく指定を変更することとなったが、そのメリットというか、教育委員会の管轄から外すために指定を外したのだと思うが、それ以外のメリットや、もしくはデメリット等はあるのか。あったら教えてほしい。

生涯学習課長

美術館が博物館登録施設であるということから、今回の改正により博物館相当施設という形への位置づけの変更になる。それに伴うメリット、デメリット、これについては、基本的には双方含めて、大きなメリットや大きなデメリットは法的な位置づけの中ではない。

その理由については、三位一体改革の中で登録博物館に対する補助金等についてはすべて廃止されている。博物館の相当施設認定という形で博物館法から完全に外れるということにはならないので、ある意味ではそういったようなメリット、デメリットについては変わらないと考えている。

以上である。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにいかがか。

天沼委員

教育企画課の網かけのところでは2つ事業が並んでいるが、これは、こういうふうには1つの事業として扱われるからこういうふうになっているのか。それとも、本来はこれは別、つまり連携事業と全体としての振興基本計画、振興であるからやはり違う事業ではないかと思うのだが、一緒にしてしまっているのは、1つのことだとしてとらえていらっしゃるということなのか。

庶務課長

今回お示した中で、これはそれぞれ、課の中に幾つか区分けをしているが、これは係単位での区分けということでご理解いただければと思う。それぞれの係が担っている分掌事務、ここに記載しているよりもかなりボリュームがある。それをちょっと端的にまとめたところであるが、この教育企画課の新たにできる係の中では、主にということでこの幼稚園・保育園・小学校の連携に関する事、それと教育振興基本計画の進行管理に関する事、その他あれば何々に関する事、ということで所掌事務ということで整理をする形になっている。であるから、今回の記載は一つにまとめたような形になっているが、それぞれ別の事業というか、並立の事務を担うというような形になるものである。

以上である。

天沼委員

わかった。

今、私、そういう質問をさせていただいたのは、教育振興基本計画とはそれぞれの課から出てきたもの、それから、これまでいろいろなことをやってきたことを点検・評価していく、さらにそれを新たに計画化していくということなので、企画課であるから当てはまるのかと思ったのだが、一方で全体にまたがるのかと思ったものであるから、この2つ並んだところがちょっと疑問に思ったので、質問させていただいた。

安藤委員

全く違う話なので申しわけないが、体育指導員について伺いたい。スポーツ関連施策は地域振興課への移管と言われるが、スポーツ振興法によって任命されている体育指導員がどのような扱いになるか教えてほしい。

スポーツ振興課長



体育指導員については、今回のスポーツ振興法の改正によって名称変更がされた。それで、それについては、従来の体育指導員の役割はそのまま区の内部では条例改正等が必要になっていくが、役割そのものは区長部局に行ったとしても同様の役割を従来どおり果たしていく、このように今、考えているところである。

安藤委員

ありがとう。

委員長

よろしいか。  
ほかの方。まだご質問されるであろうか。

安藤委員

福祉的分野なのだが、子供関連施策についてだが、福祉的意味合いの高い事業、保育園のことであったり、子ども手当、児童手当等もこども家庭部ということで教育委員会へ移管されてくるが、今までの教育委員会で持ち得ないノウハウがきっとあると思う。とてもデリケートな課題を含んでいる問題だと思うので、その事業を教育委員会に持ってくるに当たって何かスムーズに行われるような配慮を考えていらっしゃるのか。

庶務課長

なかなか難しい質問である。確かに子育てが児童福祉法に基づく形での事業をしてきたところであり、その点について、今回、教育委員会に委任し、それをさらに教育長に再委任という形で実施するということである。これまでやってきたものはこれまでどおりやるのはもちろんのことであるが、さらに、いわゆる子供の切れ目のない支援といったことがひとつ大きな柱になっているので、その視点の中で、今後、教育委員会と一体となった中でここは進めていくというところでひとつレベルアップというのだろうか、そういったところで少し新しい視点の中でしていく形になるのかと考えている。

であるから、今回の組織改正の中で具体的にどのような仕掛けを用意したかというのは特にはないのだが、やはり切れ目のない支援といった一つの大きな目的の中に組み込んでいるということがあるので、そういった意味でのものが変化があるかとは考えている。

以上である。

教育長

今の安藤委員のご質問でおもしろく感じたのは、子ども家庭支援センターが今度教育委員会に来る。この子ども家庭支援センターとは、どちらかという今まで福祉の、例えば福祉事務所であるとか、障害者課であるとか、いろいろな福祉の分野と結びつきが結構、当然、青少年部は健康福祉事業部の中であるからあった。ただ、いかんせん、学校との結びつきをもっと強くしなければいけないということもあり、今回、教育委員会に来るのだが、そうすると、今度また福祉との結びつきが弱くなってしまわない

のかというような懸念も一方ではあるのだが、それはやはりそうしないように我々としては教育委員会に来たことのメリットは大いに生かしつつも、一方で福祉分野との連携についてもより強固に協力関係を結んでいくということをしていかなければいけないと思っている。

今、ここでこういう仕掛けをとすることはなかなか申し上げづらいのだが、教育委員会に来ることによって、この子ども家庭支援センターがより学校との結びつきが強くなり、かつ、福祉との結びつきも今まで以上に充実していく。で、学校、それからセンター、そしてまた福祉分野が1つになって子供のそういう虐待をはじめとして子育てのさまざまな支援に当たっていくということで、ある意味では非常にこの子ども家庭支援センターのありようが教育委員会に来たことによってどうなったのかは、結構、問われるかと思っているので、これについてはやはりきちんとした全庁的な協力体制をさらに教育委員会に来たとしても強めていきたいと思っている。

#### 天沼委員

今のお話で、やはり福祉面では、ここに非常に大きく子育て支援ということでかかわってくると思う。親の就労支援であるとか、母子家庭、父子家庭、あるいは病気で休職している家庭とか、いろいろあると思う。そういった家庭の支援は、親のほうに対する支援ということもここでは視野に入ってくると思うのだが、そういった面、つまり従来は子供をどういうふうに育てるかというところでのいろいろな仕掛けをしてきたのだが、親御さんに対する仕掛けというか、そういった支援事業は、主にこのこども家庭部のどのあたりで対応されていくことになるのであろうか。

#### 教育長

当然、すべての部署で、保育課であれば保育課は、当然、保護者の皆様方とのいろいろな話し合いをしている。児童手当であるとか手当関連は、全部、保護者に対する支援なわけである。そういう意味では、具体的な問題が起きれば、当然、保護者ともどもいろいろな相談に乗り、そして解決に向けての努力をするというのは、これはもう当然のことなのだが、特に今、子ども家庭支援センターについては、現在もその子供を守っていくというのはもちろんなのだが、被虐待児、虐待されている子供を守っていくのはもちろんだけれども、今はどちらかというとその親、虐待をしている側の保護者に対して支援をしていくという考え方はやはり強く打ち出しをしなければならないという問題意識を持っていると思う。

既に子ども家庭支援センターでは、そういうようなことも現実問題として非常に力を入れつつある。であるから、それについては、やはり位置づいて、教育委員会に来たから子供だけであるということではなしに、保護者あるいは親御さん、養育している側に対する支援というものをやはりしっかりしていかないと、この問題はなかなか解決していかないだろうという認識を持っているので、先ほど申し上げたように子ども家庭支援センターのありようについては、教育委員会に来た後どういうふうにさまざまな事業を充実させていけるかは、結構、試金石になるのかなとも思っている。今、天沼委員のおっしゃったように、子供だけではなくて親に対する支援というものも十分、意を用

いながらやっていかなければならないと思っている。

委員長

ほかにはいかがか。よろしいか。

では、私も1つ質問させてほしい。

安藤委員の冒頭の質問と関連するかと思うが、「社会教育」と「生涯学習」という用語についての概念というのか、そのものについてどういうふうに区別しているのかを教えてください。

生涯学習課長

「社会教育」と「生涯学習」の用語の使い分けということであるが、「社会教育」については、基本的に組織的な教育手法であると一般的にとらえられている。それについては、教育の手法として基本的には学校教育の教育活動として行われている教育活動を除いて、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動という形で「社会教育」の定義づけがなされているところである。

それに対して「生涯学習」であるが、「生涯学習」については、基本的には学習の形態の理念ということで説明をされているところである。この中身については、国民の学習に対する多様な需要、それらに適切に対応するために必要な学習の機会を提供し、その奨励を行うということで「生涯学習」が基本的には理念として位置づけられている。

であるから、「社会教育」とは一つは教育の方法論の一つの位置づけ、「生涯学習」とは自主的な方法による自主的な学習ということで基本的にはとらえられているところである。

委員長

ありがとう。

ほかの方、いかがか。よろしいか。ご意見、ご質問はよろしいか。

組織改正については、これまで途中経過も含めて何度も協議を重ねてきたかと思う。私は、今までの中身についてよく理解できたかと思って異論はない。なかなか大変よく検討されていて、区民にもわかりやすく効果的に、かつ効率的な事務の執行ができる体制になっているかと期待できると思う。

本日、皆様からさまざまなご質問やご意見を伺ったが、おおむねこの協議について異論はないということによろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、ご異論がないということであるので、この協議については了承していただいたということによろしいか。

委員一同

よい。

- 議案 (1) 議案第54号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について  
(2) 議案第55号 区長の権限に属する事務の委任および補助執行に関する協議について

委員長

それでは、続いて議案の審議を行う。

議案第54号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について、議案第55号 区長の権限に属する事務の委任および補助執行に関する協議について、この2本の議案についてはあわせて説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、この議案について各委員のご意見、ご質問をお伺いする。  
よろしいか。

安藤委員

こちらの議案についての感想を申し上げる。ただしと言っておかしいかもしれないが、先ほどから、それから前回、前々回、教育委員会でも区民の方々に理解していただけるような説明が今後必要になるかと思うので、それができればいいと思う。

委員長

よろしくをお願いします。

ほかの方、ご意見はいかがか。

それぞれ関係する法令に照らして事務手続を滞りなく行っているということで、そのような運びになっているかと思うが、それでよろしいか。

それでは、議案第54号、55号については、原案のとおり区長へ回答するという  
ことでよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第54号、55号は、原案どおり「決定」とする。

- (3) 議案第56号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

委員長

それでは、次の議案である。

議案第56号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について。  
この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

では、この議案について各委員のご意見、ご質問を伺う。  
よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第56号は原案どおり「決定」とする。

以上で本日の案件はすべて審議を終えた。事務局においては、本日の結論をもとに、今後、手続を進めていただくようお願いする。また、組織改正を生かした今後の体制づくりなど、手続を進める中で必要な内容については、適宜委員会に報告するようお願いする。大変ご苦労さまであった。

以上で、平成23年第6回教育委員会臨時会を終了する。